平成２１年（フ）第１４１号
浜松市南区安松町20番地の１　コーポラス三輪２―201
債務者　石川志賀子
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３０２号
静岡県浜松市中区広沢１丁目17番10号
債務者　山田　新一
１　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３２８号
静岡県浜松市浜北区寺島705番地の15
債務者　千葉　聖志
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３２９号
静岡県浜松市浜北区寺島705番地の15
債務者　千葉　真紀
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２５５号
愛知県額田郡幸田町大字六栗字大後１番地サンコーポラス３号棟102号室、住民票上の住所愛知県額田郡幸田町大字六栗字大後１番地
債務者　中園　妙子
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４２３号
愛知県刈谷市築地町２丁目24番地６　ドミール・リン302号
債務者　松井　由香
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第２９５７号
横浜市戸塚区名瀬町770番地４　レジデンスネムラ103号
債務者　一宮　孝年
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６５１号
横浜市磯子区中浜町３番20号　イーストコート203号
債務者　石原　和道
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５号
静岡県掛川市大池47番地の１　ヴァンブリアン上屋敷Ｅ
債務者　中村　里紗
１　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月24日午前11時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２１年（フ）第６７号
島根県出雲市西園町861番地１
債務者　五福商事こと　飯塚　　彰
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月31日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第７８号
島根県出雲市松寄下町290番地１　松本アパート202
債務者　鍬田　将樹
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月31日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第８４号
島根県出雲市大社町杵築南1425番地23
債務者　古山　房雄
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月31日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１６２６号
横浜市旭区本宿町13番地
債務者　庄司　友則
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３９８号
岡山市中区西川原176　森本荘東側、住民票上の住所岡山市中区原尾島３丁目２番１号フローレンス原尾島グランドアーク302
債務者　森尾　貴子
１　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５１７号
横浜市保土ケ谷区上菅田町76番地
債務者　有田　直彦
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部